

原野商法の二次被害が多発

30〜40年前、ほとんど価値のない原野や山林、別荘地を、将来値上がりするかのように偽って販売する「原野商法」の被害が多発しました。

値上がりしないまま数十年がたった今、被害に遭った消費者やその不動産を相続した消費者が、再び被害に遭う「原野商法の二次被害」が増えています。

手放したい心理につけ込み、「高額で買いたい人がいる、売るには樹木を伐採した方がいい、測量をしたほうがいい」などと持ちかけられ、高く売れるならと思いついたが、買い取ってくれなかった、という被害内容です。

また、最近では「高額で買収する」といい、契約書を交わすと別の無価値でさらに不利な物件の購入をセットにし、そのことを伏せて「売却」と「購入」を同時に取引を進める手段の二次被害も横行しています。



子どもには相続させたくない、自分の代でケリをつ

けたいという焦りもあり、契約内容の確認もしないまま、「手続き費用」「税金対策」等の名目で数十万円〜数百万円のお金を用意させ、印鑑証明や権利書も併せて渡してしまつた後に事業者と連絡が取れなくなるケースが見られます。その後、改めて契約書を確認すると、新たな物件の購入契約だったことに気付くという非常に巧妙な手口になっています。

また見覚えのない管理者から管理費を請求されるケースもあり、いずれの場合も、以前購入した際の顧客リストが出回り、電話勧誘や訪問販売が行われていると考えられます。

処分に困つた原野等を有利な条件で買い取ってもらえるような「うまい話」はありませんので注意してください。

消費者へのアドバイス

- ・ 宅地建物取引業の免許を持っていても安易に信用しない
- ・ 「高額で買い取る」と言われてもキツパリ断る
- ・ 根拠のハッキリしない請求には応じない
- ・ 権利書や印鑑証明は要求されても渡さない

秩父市消費生活センター

毎週月〜金曜日（祝祭日は休み）
午前9時〜正午、午後1時〜4時
☎ 25-5200

国民年金だより

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとつたとき、病気や事故で障害が残つたとき、家族の働き手が亡くなったときに働いている世代みんなまで支えようという考えで作られた仕組みです。20歳以上60歳未満の方は加入し、保険料を納めることが義務付けられています。20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

国民年金のポイント

◆将来の大きな支えに！

国が責任をもって運営する制度のため、安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◆老後のためだけのものではない

国民年金には、老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残つたときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

問 秩父年金事務所 ☎ 27-6560

市役所保険年金課 ☎ 25-5201
吉田・大滝 荒川総合支所市民福祉課

吉田 ☎ 72-6082
大滝 ☎ 55-0863
荒川 ☎ 54-2395

がんばる商店街！

秩父ふるさと館 新春福引イベント

秩父ふるさと館各店をご利用いただいた方に福引券を配布します。ぜひご来館ください。

とき 1月4日(金)〜6日(日)
午前10時〜午後6時

※景品がなくなり次第終了します。

問 秩父ふるさと館 ☎ 23-7300

第3回 秩父お店塾

秩父お店塾は、店主等が講師となつて、プロならではの専門知識やコツを原則無料で教える少人数制の講座です。

とき 2月1日(金)〜28日(木)

※開催日は店舗によつて異なるので、詳細は新聞折り込みチラシをご覧ください。



〔予告〕

次回ナイトバザール

とき 2月16日(土)午後7時〜
詳細は2月号にて。お楽しみに！